

令和2年度第1回 小松市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和2年7月20日(月)
14:00~
場 所 小松市公会堂4階大会議室

会 議 次 第

1. 開会挨拶 会長 竹村 信一

2. 委員紹介

3. 協議事項

(1) (仮称) こまつ地域交通プランの策定について

①地域特性、地域交通の現状及び上位計画・関連計画の整理について

②市民アンケート調査(案)について

③利用者・交通事業者ヒアリング(案)について

④今後のスケジュールについて

(2) 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業について

(3) 令和2年度小松市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算(案)

4. その他

小松市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	団体・役職名	氏名	役職
住民又は利用者の代表 (第4条第2項第1号委員)	小松商工会議所 空港・都市政策委員会委員長	今 出 真 稔	
	小松市町内会連合会会計	北 川 潔	監事 (新)
	小松市老人クラブ連合会会長	餘 助 幸 一	(新)
	小松市校下女性協議会会長	西 田 頼 子	
	加賀地区高等学校校長会会長	室 陽 子	
	小松市障害者自立支援協議会 事務局	鈴 木 淑	(新)
国及び県の関係行政機関の職員 (第4条第2項第2号委員)	国土交通省北陸信越運輸局 交通企画課長	佐々木 凜太郎	
	国土交通省北陸信越運輸局 石川運輸支局 首席運輸企画専門官	木 村 幸 典	
	石川県新幹線・交通対策監室 交通政策課 課長補佐	福 野 陽 子	
	石川県南加賀土木総合事務所 維持管理課長	野 口 真	
	石川県小松警察署 交通課長	福 田 博	
旅客自動車運送事業者及びその 関係団体の職員 (第4条第2項第3号委員)	小松バス(株) 取締役社長	新 谷 良 二	(新)
	加賀白山バス(株) 代表取締役社長	田 口 成 樹	(新)
	日本海観光バス(株) 総務部長	西 出 揮 一 郎	(新)
	小松地区タクシー協会 会長	道 端 隆 一	
旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体 (第4条第2項第4号委員)	小松バス労働組合 執行委員長	藪 谷 清 志	
市職員 (第4条第2項第5号委員)	小松市副市長	竹 村 信 一	会長
	小松市都市創造部長	石 田 賢 司	監事
	小松市教育委員会教育次長	吉 田 和 広	(新)
市長が必要と認める者 (第4条第2項第6号委員)	公立小松大学 国際文化交流学部 准教授	中 子 富 貴 子	副会長
	西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 交通企画室長	鹿 野 剛 史	
	日野自動車(株) 商業CASE推進部執行職	松 山 耕 輔	(新)
	石川県レンタカー協会 常務理事	野 村 光 洋	
	(一社)こまつ観光物産ネットワーク 専務理事兼事務局長	吉 田 達 也	

任期:令和2年7月1日~令和4年6月30日

(仮称)こまつ地域交通プラン策定スケジュール(案)

協議会の開催

事務局

【令和元年度】

令和2年3月

3月27日 第1回協議会の開催

- 地域公共交通の現状の整理
- 地域交通プラン策定に向けての概要

【令和2年度】

7月

7月20日 第2回協議会の開催

- 事業計画などに関する議論
- 地域特性と地域交通の現状に関する議論
- 各種調査に関する議論

7月1日

- コンサルタント業者選定・契約
- 地域特性と地域交通の現状整理
- 各種調査案作成
・市民アンケート、利用者ヒアリング

8月

8月初旬

- 各種調査の実施
・市民アンケート、利用者ヒアリング

9月

9月中旬

- 各種調査のとりまとめ

9月 第3回協議会の開催

- 各種調査結果の報告及び議論
- 地域特性と地域交通の課題に関する議論

10月

10月

- 基本的な方針・目標案の作成

11月

11月 第4回協議会の開催

- 基本的な方針・目標の議論

11月

- 地域交通プランの骨子案作成
- 推進施策・フォローアップ体制案作成

12月

令和3年1月

1月 第5回協議会の開催

- 地域交通プランの骨子案の議論
- 推進施策・フォローアップ体制案の議論
- パブリックコメント実施方針の議論

2月

- パブリックコメントの実施

2月

3月

3月 第6回協議会の開催

- 地域交通プランに関する議論

3月

- 地域交通プランの決定

4月

- 国への送付

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和2年7月 日

(名称)小松市地域公共交通活性化協議会
(代表者名)会長 竹村 信一

生活交通確保維持改善計画の名称
小松市地域内フィーダー系統確保維持計画(令和3年度~5年度)
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小松市においては、JR小松駅を中心とし、幹線交通である鉄道を軸に、市域内に広範に路線バス及びコミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、小松市民病院や南加賀急病センター等の医療機関、イオンや平和堂等の大規模商業施設が市民の日常生活機能を担う中、車を運転できない高齢者等を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、一部の地域では、そもそも交通手段が確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、市内循環線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>平成29年3月にはイオンモール新小松がオープンし、当該施設まで乗入れすることにより、さらなる利用者の利便性向上を図ってきた。</p> <p>平成30年4月には公立小松大学が開学し、通学や生活の移動手段として新たなニーズを踏まえ、当市の独自事業であるらく賃パスポート事業の対象を大学生に拡大し、利便性の向上を図った。また、同年4月の第一地区コミュニティセンターリニューアルや小松市社会福祉協議会事務局の移転に伴い、障がい者等の利便性向上を図るため、当該施設まで乗入れするなど、ニーズを踏まえ路線の維持確保に努めた。</p> <p>平成31年4月には、市内循環線の減便や運行経路の見直しを行い、バス事業者の乗務員の人手不足への対応を図った。</p> <p>また、市内循環線運行業務について、小松バス株式会社に運行を委託していたが、深刻な運転手不足により、令和2年度以降のコミュニティバス路線の運行業務の受託が困難である旨の申し出があったため、中長期的な視点で市民や来訪者の利便性の確保及び安全かつ効率的な運行手法を共に考えるパートナーとなる運行事業者について、公募型プロポーザルを実施し、10月の選定委員会を経て、日本海観光バス株式会社が委託候補者として決定し、令和元年12月24日に開催された小松市地域公共交通活性化協議会において承認され、令和2年4月1日より日本海観光バス株式会社が運行している。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>市内循環線(北コース)の利用者数を30,000人以上とする。 (H27:34,178人 H28:33,776人 H29:33,929人 H30:35,494人 RI:34,429人)</p>
(2) 事業の効果
<p>市内循環線を維持することにより、市中心部の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、JRなど幹線ネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには外出促進・地域活性化につながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>・技術革新や費用対効果を踏まえ、バス利用者全体に配慮した便利なバスシステムを検討するとともに、地域住民や学生に対し、わかりやすくバス情報を提供する。(小松市)</p>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
小松市から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
日本海観光バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 24年 2月16日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 25年 6月26日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 26年 6月25日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 27年 6月19日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 28年 6月24日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 29年 1月10日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意	
平成 29年 6月07日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 30年 1月15日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意	
平成 30年 6月28日 事業内容について協議、計画全体について合意	
平成 31年 1月24日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意	
令和 31年 6月28日 事業内容について協議、計画全体について合意	
令和 元年 8月09日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意	
令和 元年12月24日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意	
令和 2年 7月 日 事業内容について協議、計画全体について合意	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>金沢大学との連携により現状分析やニーズ調査を行い、本市の公共交通施策の指針となる「小松市地域公共交通構想」を平成 30 年 3 月に策定した。</p> <p>平成 30 年 4 月に公立小松大学が開学となり、通学や生活の移動手段として新たなニーズを踏まえ、当市の独自事業であるらく賃パスポート事業の対象を大学生に拡大し、利便性の向上を図った。また、同年 4 月の第一地区コミュニティセンターリニューアルと小松市社会福祉協議会事務局の移転を踏まえ、障がい者等の利便性向上を図るため、当路線を当該施設まで乗入する見直しを行った。</p> <p>平成 31 年 4 月には、利用者にわかりやすい運行経路へと見直しを行った。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課 石川県南加賀土木総合事務所維持管理課
関係市区町村	小松市都市創造部 小松市教育委員会 小松市市民共創部はつらつ協働課

交通事業者・交通施設管理者等	小松バス(株) 加賀白山バス(株) <u>日本海観光バス(株)</u> 小松警察署 小松地区タクシー協会
地方運輸局	<u>北陸信越運輸局</u> 北陸信越運輸支局石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	公立小松大学准教授 小松商工会議所 <u>西日本旅客鉄道(株)金沢支社</u> <u>日野自動車(株) (一社)こまつ観光物産ネットワーク</u> 利用者代表 <u>石川県レンタカー協会</u> 小松バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県小松市小馬出町 91 番地

(所 属) 小松市市民共創部はつらつ協働課

(氏 名) 西本 達郎

(電 話) 0761-24-8397

(e-mail) hatsuratsu@city.komatsulg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和2年度 小松市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算 (案)

【歳入の部】

(単位：千円)

款 項 目	予算額	説 明
1 負担金	4,950	
負担金	4,950	
負担金	4,950	小松市負担金
2 補助金	4,950	
補助金	4,950	
補助金	4,950	国補助金
歳入合計	9,900	

【歳出の部】

(単位：千円)

款 項 目	予算額	説 明
1 事業費	9,900	
事業費	9,900	
事業費	9,900	(仮称) こまつ地域交通プラン策定調査業務委託
歳出合計	9,900	